

第2回北杜市通学路推進会議議事録

日 時 平成31年3月12日（火） 午後2時00分～3時00分

場 所 北杜市役所 西館2階会議室

出席者	関係行政機関	武井桂樹	（甲府河川国道事務所長）
		榛原 聡	（中北建設事務所峡北支所道路課長）
		原口洋輔	（北杜警察署交通課長）
学校関係代表者 北杜市		清水英治	（北杜市校長会を代表する者（校長会副会長））
		小澤永和	（北杜市産業観光部農政課長）
		内藤和樹	（北杜市産業観光部林政課林政担当）代理
		小澤 茂	（北杜市建設部道路河川課長）
		加藤 寿	（北杜市企画部企画課長）
		花輪栄一	（北杜市建設部住宅課）
		井出良司	（北杜市教育委員会教育部長）
事務局		小林俊夫	（北杜市教育委員会教育総務課施設担当）
		安部 稔	（北杜市教育委員会教育総務課施設担当）
		志水隆之	（北杜市教育委員会教育総務課施設担当）

議 事

- （1）平成30年度通学路合同点検箇所の対応について
- （2）その他
 - ・平成30年度通学路合同点検(ブロック塀)実施報告について

公開・非公開の別：公開

傍聴人の数：0名

開 会

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事

(議 長) 議事に入ります。第1号議案「北杜市通学路合同点検箇所に対応について」事務局からの説明を求めます。

(事務局) 「資料1」により説明する。

(議 長) 質問はありますか。

(企画課長) P.3 高根東小学校の今年度要望で雑草等の伐採について要望があるが、今年度出来なかった理由は何か。伐採であれば今年度対応可能ではないか。

(事務局) 伐採するためには地権者の同意を得る必要があります、それに時間を要したためである。

(企画課長) 対応は高根支所ということでよいか。

(事務局) 道路河川課に確認したところ、高根支所で対応するとのこと。

(道路河川課長) P.9 小淵沢小学校からの要望3番 本町地区の変則五差路の対策については、ラバーポールの設置を今年度末に実施する予定となった。(報告)

(議 長) ラバーポールが劣化し折れ曲がっているところがある。そのような場合は、道路管理者に報告し対応してもらう方がよいか。それとも、見て直せそうなものならば直してしまってもよいか。

(道路河川課長) そのような場合は、総合支所に連絡してほしい。総合支所の担当者が対応方法を判断する。

(教育部長) 合同点検日が H29 年度以前で継続となっているものがある。時間経過とともに子供達の経路が変わる事があると思うが、その辺は事務局の方でどのような整理がされているのか。

(事務局) 継続的なもので対策済みの箇所もあるが、経過観察として何もできない部分も残っている。その部分をどうするのか決めていかなければならないと思うが、難しいところであると思っている。

(教育部長) 基本的に表に載っているのは継続要望として学校からあがっているものと考えてよいか。また、もし要望がなかった場合は未整備であっても来年度以降表から除かれるということによいか。

(事務局) そのとおりである。

(議 長) 継続の部分は、各学校挙げる必要がなければ挙げていない。この表に挙がっているものについては、その年度の中で継続要望ということで挙げている。

(事務局) 来年度以降もこの会議は続いていくと思うので、事務局の方でも各学校

にその部分も確認していく。

(教育部長) 経過観察が長く続いている案件がある。例えば高根東小学校では交通量が多いところを見童たちが横断しているため、そこに横断歩道がほしいという要望だと思うが、現実的に横断歩道を設置する事が難しいという判断であればその旨を学校に伝えて学校で別のルートを検討するなどということはできないのか。できないものをずっと経過観察するのではなく、一定の方針を基にある程度方向性を決め学校を通じて保護者に伝えていくことは考えられないか。

(事務局) その辺は通学路の変更等も含めてもう一度学校と話をしていきたいと思う。

(教育部長) 対策を講じてほしいという要望に対し、その必要がないと判断されたものや、やりたくても出来ないというものは、関係機関からその理由をしっかりと聞いて学校へ回答を返した方が良いと思う。(万が一事故が起きた際に経過観察中だったとは言えない。)

(事務局) 回答が学校に伝わっていないということはあると思うので、その辺も調整しながら対応していきたいと思う。

(議長) 小淵沢小学校でいうと、保護者から横断歩道や信号機を付けてほしい等の要望があるが、将来的にそこを通る子供が減るようなところについては、今後の見通しをもって(要望を)挙げていきたいということは(保護者に)伝えているが、(保護者の中には)かなり圧力をかけて来る方もいる。横断歩道等を設置する場合は、その場所での危険度が高いから設置するものなので、設置後はその部分の取締りが非常に厳しくなり、一般の方が生活するのにはかえって不便になってしまう場合があることも保護者には伝えている。

(教育部長) 学校側として今は必要だが、将来的には地域生活のデメリットの方が大きいとすれば、学校から要望があってもそういう判断が下るような場所については、理由をしっかりと伝えて返して、学校として別のルートがあるのかを検討してもらおうなど、学校側との対話をしていかないといけないと思う。

(議長) (保護者に説明するにも)北杜市からも言ってもらえると、学校だけの考えではないということが言えるので、(保護者に)説明しやすい。

(教育部長) 施設の管理をしている道路管理者や横断歩道等を管理している公安(警察)と複合的に考えて、駄目なものは理由をまとめて学校と保護者に協議する。出来ないものをいつまでもひっばっているというのは、適当ではないと思う。

(事務局) 今年出た通学路の合同点検と同じ要望が義務振からも挙がっており、こちらもこの合同点検の内容と合わせて調整して回答していきたい。

(議 長) その他にありますか。ないようなので第2号議案の「その他」について事務局からの説明を求めます。

(事務局) 「資料2」により説明する
ブロック塀については、民地となり所有者は個人と想定される。個人のものについては道路管理者等が改修できないため、来年度より個人が改修等行う場合は一部補助金が交付される予定である。本日はその辺の話について住宅課長より説明していただきたい。

(住宅課長) 来年度から市でもブロック塀の除去や改修について補助金を出せる仕組みを作っているところである。今までも、昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象にした、木造住宅の耐震化の支援事業をやっていた。耐震診断や耐震設計・耐震改修に対する補助金があったが、その中にその敷地にあるブロック塀が付加されたという考え方になる。そのため、基本的に全ての家やブロック塀が対象になってくるものではなく、昭和56年以前の建物の耐震診断の中でブロック塀も併せて安全点検をしてもらう。これに関しては、市で委託をかけるので、負担は発生しない。その結果、不適合だと判断された塀のうち、それが避難路や通学路沿いのものについては、塀の除去や改修についての補助金を用意するという流れになる。どんな塀でも対象になるというのではなく、古い住宅の耐震改修と合わせたメニューである。今年の4月1日から動けるように準備を進めており、5月の広報やホームページ等で案内をしていく。あと、基準になる道路が避難路や通学路と言ったが、通学路に関してははっきりとした地図のようなものに示す必要がある。学校のことなので生徒の入学や卒業に伴いルートが変わった場合、毎年修正が必要となるが、その点ご協力をお願いしたい。

(議 長) 質問はありますか。

(議 長) ブロック塀については今年度から始まったと思うが、これは今後もずっと続いていくと考えてよいか。

(事務局) 来年度から補助金等も始まる中で今後も進めていきたいと考えている。今年度は8箇所ということであったが、ブロック塀は至る所にあるため、もっと挙がってくることも想定されるので、今後見続けていきたいと思う。

(議 長) 我々は建築基準等言葉で書いてあってもどの程度かがわかりづらいところがあり、あやしいものに関しては、とりあえず写真を添付して挙げたという形だったと思うが、視覚的にも基準になる(事例的な)ものがあれば参考になるがどうか。

(事務局) 以前広報等で国土交通省の基準等を載せたものがあつたと思う。

(住宅課長) チェック方式で確認できるものがある。

- (議 長) それは、高さの基準や一定の距離の間に倒れないためのもの(控え壁)を設けなければならないというものか。
- (住宅課長) 内容的には高さ、厚さ、基礎の有無、控え壁があるかどうか、亀裂、傾き、グラツキ等があるかというところがチェックポイントとなる。
- (議 長) それはその中の一つ、例えば構造はよかったが経年劣化による傾きがあれば、それは対象になってくるという考えか。
- (住宅課長) その通りであるが、あくまでも住宅の耐震診断をセットでやってもらう必要がある。
- (教育部長) 住宅と(ブロック塀と)両方伴わないと、ブロック塀には助成策がないということか。
- (住宅課長) はい。
- (教育部長) ということは、一つの敷地内で住宅は昭和56年以降建築しなおされた場合、避難路や通学路に面したブロック塀があっても、それは住宅が耐震上の対象にならなければブロック塀単独では対象にならないのか。
- (住宅課長) 対象にならない。
- (教育部長) それでは補助金がないのと同じように思うが、それを国が言っているのか。
- (住宅課長) はい。住宅がメインのものなので。
- (教育部長) 今の考え方の助成策だと危険箇所の解消策がないが、道路管理者としてはどのように考えるか。
- (道路河川課長) 地震が発生した後、通学路の安全確保というところで市単独の補助制度を設けるかという話があったが、国の助成制度が出てくるという情報があったので、国の制度をみながら同調していくということとなった。そのため、道路管理者側からの補助制度というのは検討してきていない状況である。今回、建物の耐震診断と一緒に(ブロック塀の)診断も可能だという制度も出来たが、単体での診断が難しいということなので、県の道路管理の担当とも相談しながらそのような制度が出来るのか、出来ないということであれば市として単独の制度を作るのかを庁内全体で検討してもらいたいと思っている。
- (議 長) ブロック塀以外に空き家や物置などでメンテナンスが施されていないで崩れかかっているところもあるかと思うが、そういったところへは広がっていかないか。子供達にはブロック塀だけでなく、屋根の崩落なども気を付けるよう合わせて話をしているが。
- (事務局) 通学路点検の中でもそういう話はあったが、個人が所有する土地なので補助的なものというのは、今のところないのかと思う。
- (議 長) ありがとうございます。
- (企画課長) 点検をしたブロック塀について、現状のところまでどのような対応をしているのか。また、今後の対応はどのようになる予定なのか。

- (事務局) 今年度8箇所挙がっており、通学路点検と合わせて現地の確認をした。来年度から一部補助が出るという話は、通学路又は避難路でなければならぬというのだが、ここに挙がっているものは通学路のものなので、住宅課にはそのことを伝えてある。
- (企画課長) 所有者には情報提供はしているのか。
- (事務局) 所有者に話はしていない。
- (企画課長) 当面そこは通学路になっていると思うが、子供達への周知等、学校に対して何かお願いはしているのか。
- (事務局) 学校側に対しては、「危険箇所については注意してください」というお願いはしている。ただ、ブロック塀については個人所有ということで、どこまで話をしてもよいのか難しいところである。
- (企画課長) そうなると、この点検の目的は何なのか。個人にはなかなか言いづらいというのはあるかもしれないが、それではブロック塀の点検をしても意味がなくなってしまう。(通学路の安全点検の) 目的は危険除去と子供達の安全確保だと思うので、そこが通学路としてふさわしいかどうかという検討をしてもらいながら、安全対策が出来るかという論議をすべきかと思う。
- (事務局) 危険箇所については、学校側にも話をしようという所があるという話をしているところである。
- (教育部長) この情報は学校から来ているのだから、危険な場所というのは学校が理解してここに報告しているわけである。そもそもこの点検は、国から実施するよう指示がありやっているものであったが、(点検を) 実施した結果危険箇所があった場合はどのようにしなさいという何らかの指導はないのか。
- (事務局) 点検をしてくださいという話はきているが、それをどうしなさいという指導はなかった。
- (国土交通省) このブロック塀の点検に関連してかはわからないが、白州小学校の通学路で民地の塀が危険で、その塀の所有者から危ないのでそこを通らないでほしいと話があり、通学路を今のルートから国道の歩道側に変更したいということになった。それにあたって、国道に児童を守るための防護柵を設置してほしいという要望があり、それについて対応をしている。これが白州町のブロック塀に該当するかどうかはわからないが、そういった対応をした例はある。
- (教育部長) 今言うような事案の目的でブロック塀の合同点検がされているとすれば、学校に言って危険のある場所だから通学路にせよ迂回をしなさいとか、色々手立てはあると思う。点検をした以上何かしらのアクションを事務局のほうは検討して、所管事務局とよく相談し、一般の方に何らかの促しをして、それで応じないとすれば学校に対して通学路の経路を変更し

てもらうなどの対応が必要だと思う。それと、平成31年度はこの8件をもってブロック塀の危険度調査を終わる予定か。

(事務局) 今後もまだブロック塀は調査していく予定である。

(教育部長) 調査をするのであれば、それなりの方策を考えながら、(結果に結びつかないものもあるかもしれないが) 少しでも手立てを持ちながら点検をしていく必要がある。

(事務局) 今の段階だと、個人のものであってどこまで話をしてよいか、危ないから直してくださいと言っていいものなのか、そのあたりが難しい。

(教育部長) 今は教育総務課が通学路安全推進会議の事務局をやっているが、(教育総務課は) 事務局であってアクションを起こすのはどこかというのはしっかり庁内で打合せをして、必要に応じて国道交通省や山梨県にも協力していただく。住宅課でも補助金を用意してくれているということなので、何ができるのかよく整理してから点検を進めていく必要があると思う

(議 長) 他に質問はありますか。

(議 長) 以上で議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

(事務局) 以上をもちまして、閉会をしたいと思います。相互にあいさつ。